

事業の背景・目的

<課題> 侵略的外来水生植物（以下、外来水草と略記）は、琵琶湖および周辺水域において分布・生育範囲を急速に拡大し、生態系・景観・産業への影響が懸念されていることから、それらを効果的・効率的に防除し、適正な管理状態に置くことが課題となっている。

<必要性> 協議会では、関係者間の情報共有と協働による連携体制を整備し、外来水草の特性を考慮して戦略的に駆除し、巡回・監視によりそれらの再生を防ぎ、琵琶湖固有の貴重な水生生物の保護と生息・生育環境の再生を通じた、生物多様性の保全を目指している。

<目的> 生態系・景観・産業への影響が懸念される外来水草を適切に駆除して再生を防ぐことにより、琵琶湖および周辺水域の全域を管理可能な状態に置くことを目的として事業を実施。

事業の内容

<巡回・監視の実施>

- 琵琶湖沿岸および周辺水域において、駆除済みの区域での再生を防ぎ、管理可能な状態に置くため、定期的な巡回・監視を実施。加えて、管理に支障がでる群落の駆除を実施。
- 琵琶湖南湖のほぼ全域（守山市、草津市、大津市；草津市矢橋中間水路を除く）と近江八幡市西の湖の湖岸を対象として、巡回・監視を実施。



巡回監視による作業



機械駆除

<大規模群落の機械等による駆除の実施>

- 草津市津田江内湖に残存していた大規模群落（626㎡）を対象に、機械駆除を実施。

得られた成果

<得られた結果>

- 効果的かつ効率的に外来水草群落の再生・拡散を防ぐための、巡回・監視の手法・実施体制を確立・定着させた。
- 機械と人力を併用して大規模群落を駆除。残存していた最後の大規模群落の駆除を完了し、管理可能な状態へと近づいた。
- これまでの活動により、年度末の残存生育面積を低減させ、年度開始時点で機械駆除が必要な大規模群落が存在しない「管理可能な状態」に琵琶湖全体を置くという目標を、令和2年度中に達成させる見通しが立った。

<活動継続の見通しと事業終了後の展望>

- 今後の展開として、管理可能な低密度状態を低コストで維持・管理する体制の確立を目指して活動を継続する。
- 生物多様性保全上重要な「保全対象区域」を抽出し、戦略的・効果的に外来水草の侵入・定着を防ぎ、保護する。
- 多様な主体と連携し、駆除済み地域や未侵入地域への侵入を早期発見し、迅速に対応して駆除する体制の普及・拡大させる。
- 侵略的外来水生植物の分散・拡大源となりうる「駆除困難区域」を適切に防除するための新しい技術の開発とそれを活用した防除の実施。